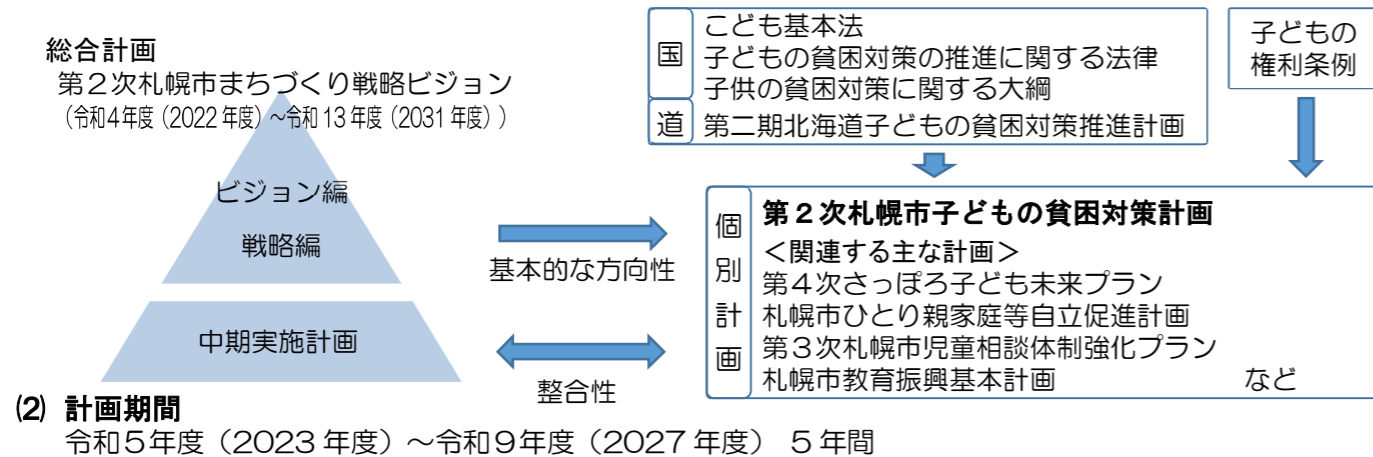


第2次札幌市子どもの貧困対策計画 骨子案

1 計画の位置付け・計画期間

(1) 趣旨・位置付け

- 現在の「札幌市子どもの貧困対策計画（平成30～令和4年度、以下「第1次計画」という。）」終了後も、引き続き本市の子どもの貧困対策を総合的・計画的に進めることを目的として、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画（以下「計画」という。）」を策定する。
- 計画は、法令、大綱、北海道の計画を踏まえつつ、札幌市のまちづくりの基本指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の基本的な方向性に沿った個別計画の一つとして策定する。
- 計画の策定にあたっては、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえるとともに、「さっぽろ子ども未来プラン（以下「子未来プラン」という。）」など関連する個別計画とも考え方や方向性の整合を図っていく。なお、将来的には子未来プランとの統合を視野に入れていく。



2 第1次計画の振り返り(主な取組)

<基本施策1> 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

- 子どもコーディネーターを新たに配置し、児童会館等の子どもの居場所を巡回する等の方法により、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握のうえ、支援につなげる取組を開始（R3年度より全区に拡大）。

<基本施策2> 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

- 子ども医療費助成を段階的に拡充し、小学6年生まで通院・入院の助成を拡大（中学生は入院のみ）。
- 令和2年4月から年収約640万円未満の世帯について、上の子の年齢や施設利用有無に関わらず、世帯の3歳未満児の第2子以降の保育料を無償化。
- 子ども食堂等に対する補助事業を開始し、開設や機能拡充、見守り活動を支援した。

<基本施策3> 困難を抱える若者を支える取組の推進

- 困難を抱える若者の状況に応じた相談・就労支援を行ったほか、高校中退者等の高卒資格の取得を支援。
- ひきこもりの方とその家族に対し、各種相談を実施するとともに、当事者会・家族会の開催を拡充した。

<基本施策4> 保護者の就労や生活基盤の確保

- 女性やひとり親、生活困窮者を対象とした就労支援を実施するとともに、児童手当等の手当給付により子育て家庭の生活を支えたほか、離職等により住居を失うおそれのある方に対しては、住居確保給付金を給付した。

<基本施策5> 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

- 児童相談体制の強化を図るとともに、家庭的養育の推進や、児童養護施設退所後の自立支援を実施。
- ひとり親家庭の多くの課題に対応するため、相談・補助・貸付・就労支援など幅広い支援を行った。

● 成果指標(主な指標)

	当初値 (H28年度)	現状値 (R3年度)	目標値 (R4年度)
区役所の相談窓口で、子育てや生活の相談ができることを知らなかった世帯の割合	6.0%	3.5%	0%
家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」である子育て世帯の割合	62.6%	50.4%	50.0%

★ 取組を進める中で、困難を抱える世帯の孤立傾向、貧困の見えにくさ、問題の複雑化・長期化を改めて確認。

3 札幌市子どもの生活実態調査(R3.10～R4.4)の結果により確認された課題

札幌市子どもの生活実態調査(R3.10～R4.4実施)から確認された**主な課題**は次のとおり

(1) 子育て世帯の家計の状況

- 子育て世帯の約5割の家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」である(図1、図2)

⇒ **<課題1> 子育て世帯の生活を、就労の安定や経済的な面から支えていく取組が必要**

図1: 家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」の世帯(所得階層ごと)

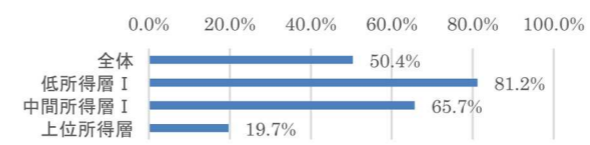
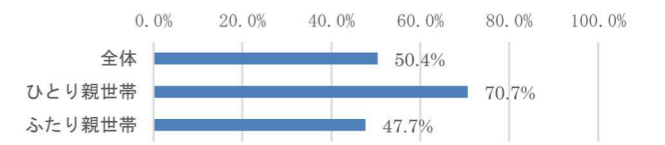


図2: 家計の状況が「ぎりぎり」または「赤字」の世帯(世帯類型ごと)



(2) 子どもの学びと育ち

- 子どもの進学に係る資金の準備について、所得の低い世帯ほど目途が立っていない割合が多い(図3)
- 所得が低い世帯ほど経済的な理由により子どもを習い事に通わせられない割合が多い(図4)
- 「家や学校以外でモデルとなる大人と交流する機会がない子どもがいる」、「子ども食堂など地域の子どもの居場所が重要」(支援者ヒアリングより)

⇒ **<課題2> 子どもの学びを経済面から支える取組や、孤立傾向にある子どもには居場所や体験機会が必要**

図3: 子どもの進学に係る資金の準備の目途がまったくついていないと答えた保護者の割合(小5・中2)

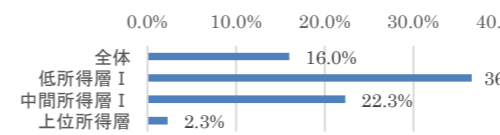
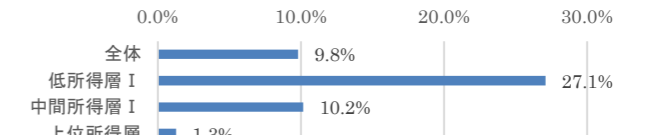


図4: 経済的な理由により子どもを習い事に通わせられないと答えた保護者の割合(小2・小5・中2・高2)



(3) 支援が届いていない・届きにくい世帯(社会的孤立傾向にある世帯)

- 所得が低い世帯ほど悩みを相談する相手がおらず(図5)、相談機関や窓口を知らない割合が高い(図6)
- 「困難を抱える世帯の中には、問題を家族で抱え込む傾向が強い世帯も存在する」(支援者ヒアリングより)

⇒ **<課題3> 支援が届いていない・届きにくい世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組が必要**

図5: 悩みを相談する相手がないと答えた保護者の割合

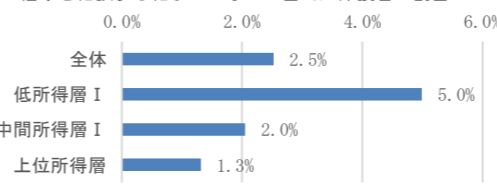
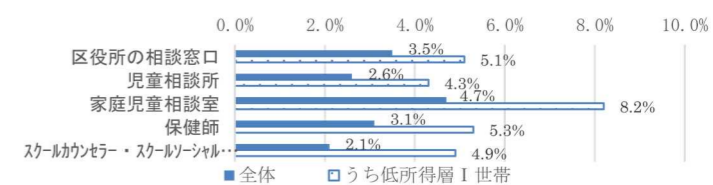


図6: 子育てに関する相談機関や窓口を知らなかったと答えた保護者の割合



(4) 特に配慮を要する子どもと家庭

- 「社会的養護を必要とする子どもに対し、自立の際の経済的支援など支援の強化が必要」(支援者ヒアリング、座談会より)
- ひとり親世帯には家計の状況が苦しい世帯が多い(上記図2)。「母子世帯では母親が働いている割合が高いものの、収入は低く生活に困窮する例が多い」(支援者ヒアリングより)

⇒ **<課題4> 特に配慮を要する子どもと家庭に対し、その要因と状況に応じた支援が必要**

4 近年の国の動き・子どもの貧困に関連する新たな社会的課題

■ 近年の国の動き

子どもの貧困対策推進法改正・同大綱改正(令和元年)
こども家庭庁発足、こども基本法施行(子どもの貧困対策大綱ほか3大綱→「こども大綱」に一元化)(令和5年)

■ 子どもの貧困に関連する新たな社会的課題

ヤングケアラー、若年女性支援、ケアリーパー支援の強化

★ 新たな課題に対しても、取組が必要

第2次札幌市子どもの貧困対策計画 骨子案

5 計画策定にあたっての基本的な考え方

計画は、第1次計画を継承しつつ、法令や関連計画との整合を図るとともに、子どもの生活実態調査等によって明らかになった課題なども踏まえ、今後5年間に取り組む施策・計画の体系を示すものとする。

■ 基本理念

- ・ 第一に子どもの視点に立って、貧困や困難を抱えている子どもとその保護者の背景に様々な社会的要因があることを踏まえ※、必要な支援に結びつくための体制を整える
- ・ 子どもの成長における諸段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施する
- ・ 子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指す

※ 改正子どもの貧困対策推進法（令和元年9月施行）に明記された理念を踏まえ、追加

■ 子どもの貧困のとりえ方

「主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態」

■ 計画の対象

「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者と、その家族

※ 生まれる前の妊娠前から、社会的自立へ移行する年齢層（概ね20歳代前半まで）

■ 計画の進捗の把握

第1次計画や関連計画等も踏まえて基本施策ごとに目標値を設定し、計画の進捗を把握するとともに、施策の充実や見直しにつなげていく。

■ SDGs

札幌市は、平成30年（2018年）に「SDGs未来都市」に選定されており、本計画策定にあたってSDGsの視点や趣旨を反映させることとする。

6 章構成（案）

第1章 計画の策定について

計画策定の背景（国の動き等）・趣旨、計画の位置付け、計画期間

第2章 札幌市の子どもの貧困等の状況

第1次計画の振り返り、子どもの生活実態調査の結果、子どもや家庭を取りまく課題

第3章 札幌市の子どもの貧困対策

基本理念、子どもの貧困のとりえ方、計画の対象、施策の体系

第4章 具体的な施策の展開

⇒（右表 計画体系（案）参照）

基本施策	施策の展開にあたっての共通の視点
基本施策1 <課題3>に対応 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援が届いていない・届きにくい子どもや家庭を意識する視点 ・ 妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援 ・ 貧困の連鎖を断ち、子どもが未来を切り拓く力を育むための支援 ・ 子どもの貧困の背景にある要因に配慮する視点 ・ 社会全体で子どもを支え、連携して対策を推進する視点
基本施策2 <課題2>に対応 子どもの学びと育ちを支える取組の推進	
基本施策3 <課題1>に対応 子育て家庭の生活を支える取組の推進	
基本施策4 <課題4>に対応 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進	

第5章 計画の推進について

指標の設定と進捗の把握、計画の推進体制

7 計画体系（案）（第4章 具体的な施策の展開）

基本施策	施策	想定している主な事業・取組 R5.2現在
基本施策1 周囲の支えが届きにくい世帯に留意のうえ、困難を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進 ※ 継続	成長段階に応じた切れ目のない相談支援	妊娠・出産包括支援事業、こそだてインフォメーション、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、子どもアシストセンター、若者相談支援 等
	配慮を要する子ども・家庭への相談支援	児童相談所・区家庭児童相談室、母子・婦人相談員、子どもコーディネーター、障がい者相談支援、ひきこもり対策推進事業、ヤングケアラー支援、若年女性支援 等
	地域や関係機関・団体との連携による支援と、広報の充実	地域団体・機関等との連携促進、要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会、LINEや子育てアプリによる情報発信 等
基本施策2 子どもの学びと育ちを支える取組の推進 ※ 継続	子どもの多様な学びの支援	人間尊重の教育、「学ぶ力」の育成、進路探究学習、ICTを活用した教育、特別支援教育、不登校支援、帰国・外国人児童生徒支援、無料の学習支援 等
	学びを支える教育費の負担軽減・進学支援	就学援助、生活保護（教育扶助等）、就学奨励費、札幌市奨学金、札幌市特別奨学金、高校就学支援金・奨学給付金、高等教育修学支援新制度 等
	子どもの居場所づくりと健やかな成長を促す体験活動の推進	児童会館・ミニ児童会館、放課後児童健全育成事業、子どもの居場所づくり支援（子ども食堂等）、プレーパーク、少年団体活動促進事業 等
基本施策3 子育て家庭の生活を支える取組の推進 第1次計画の「子どもの育ちと学びを支える取組の推進」の一部と「保護者の就労や生活基盤の確保」を統合	安心して子育てをするための生活支援	保育施設、多様な保育サービス（休日・夜間保育、ショートステイ等）、病後児デイサービス、障害児通所給付産後ケア事業、ファミリーサポートセンター 等
	保護者の就労の安定や自立に関する支援	育児休業等取得助成事業、女性の多様な働き方支援、生活困窮者自立支援事業、生活保護 等
	子育て家庭を支える経済支援	手当給付（児童手当ほか）、妊娠・出産寄り添い給付金、医療給付（子ども医療費助成ほか）、3歳未満児の第2子以降保育料無償化、助産施設、各種貸付、市営住宅優先入居、住居確保給付金 等
基本施策4 特に配慮を要する子どもと家庭・若者に寄り添い、支える取組の推進 第1次計画の「特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進」と「困難を抱える若者を支える取組の推進」を統合	社会的養護を必要とする子どもへの支援	社会的養護体制整備、養育支援員派遣事業、学習支援、大学進学等奨励給付事業、社会的養護自立支援事業 等
	ひとり親家庭への支援	就業支援事業、日常生活支援事業、母子生活支援施設、養育費確保支援、ひとり親家庭等医療費助成、児童扶養手当 等
	困難を抱える若者への支援	若者の社会的自立促進事業、ワークトライアル事業、大通高校支援事業、公立夜間中学、ひきこもり対策推進事業、ヤングケアラー支援、若年女性支援 等

※ 上記の体系は現時点での検討案であり、今後の検討・審議や、R5年度に策定予定の第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（戦略編、中期実施計画）との関係によって、変更となる可能性があります。